

ゼロからはじめる 法律入門①



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

法律を初めて学ぶ人は、見たことがない言葉や知らない仕組みが次々に出てきて、不安でいっぱいです。先輩受験生“みーやん”と、今年合格したばかりの“ナオさん”と一緒に問題を解き、対話形式で楽しく法律用語を学んでいきましょう。



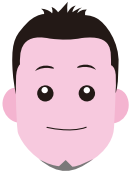
みーやん

3年前から社労士試験の勉強をしている再チャレンジャー。持っている知識はナオさん以上なのだが、問題文の読み取りが苦手なことが今後の課題。趣味は某声優アーティストの応援。



ナオさん

今年、見事社労士試験に合格！これから、取った資格をどう活かすのかお悩みの様子。難しい法律制度をどうやって人に簡単に説明するかを特訓中。好きな食べ物は、もちろんマンゴーパフェ。



やまちゃん先生

泣く子も黙る見た目の悪〜い社労士先生。でも、難しい法律の話を誰にでも分かりやすく、いつでも説明してくれる優しい先生。おかげさまで今年で講師デビュー23年目を迎えました。

1 条文の読み方の基本その①「接続詞に注意しよう！」



ねえ、ナオさん。社労士試験の基本って結局のところ、「**条文の読み取り方**」だと思うんだけど、どういう風に解決したのかな？



そうね～。試験勉強を始めた頃には、条文は難しくて、条文の表現をやさしく噛み砕いて説明してくれているやまちゃん先生の講義を聞いてその趣旨を「理解」したけれども、本試験問題はそのように分かりやすくは書いてくれないから、最後まで解決したとまでは言えないわね～（涙）。



そうか～。一発合格したナオさんでも、まだ解決できていないとすると、ここは、やまちゃん先生に登場していただくしかないね！ おっ、ちょうどいいところに、やまちゃん先生がやってきたぞ（笑）。



やまちゃん先生おはようございます。早速なのですが、みーやんと「**条文の読み取り方**」について話していたのですが、社労士試験で知っておくべき知識やコツってありませんか？

ナオさん、みーやん、おはようさん。確かに「**条文の読み取り方**」については、ほくも含めて一般的な社労士受験対策の講座ではあまり説明していないからね～。でも、一定の「**ルール**」があることは間違いなく、それを知っておくことは、過去の受験経験の有無を問わず大事なこともかもしれないね。では、よし早速だけど、問題を解いてみよう！



なぜ、直ぐにいきなり問題が出てくるのか……やまちゃん先生は手品師のようですが……よし、でも、ここは絶対に正解するぞ！！

例文 1

次の文章は、労働基準法19条1項（解雇制限）についての条文の一部の接続詞の部分に、空欄を作ったものです。以下のA～Eの空欄部分に、選択肢の中から適切な接続詞を当てはめてください。なお、同じ選択肢を2回以上使っても構いません。

使用者は、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり療養のために休業する期間その後30日間産前産後の女性が法65条（産前産後）の規定によって休業する期間その後30日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、法81条の規定によって打切補償を支払う場合天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

【選択肢】

- | | | |
|-------|--------|------|
| ① 又は | ② 若しくは | ③ 及び |
| ④ 並びに | ⑤ かつ | |